版1)。

は、

先々代の新日吉神宮宮司、

る。

何百枚と伝わる藤島家歴代筆の折紙資料の中にあって、おそらく藤島益雄氏も当資料に特別の関心を持たれ

藤島益雄氏の手で「参集酒肴の事」と表書きされた、

比較的新しい包紙に包まれ

## 藤島宗韶詠草紙背文書 繙読

色紙奉行関連資料及び俳諧歌仙一

卷

大加山大 原 Ш 藤 中 和 延 哉枝之太

色紙奉行につい 7

くことができない。その状態で、縦一六・六糎、 筆蹟は藤島宗順。 一部破損箇所に裏打が施されており、 横四五・八糎、 その際に糊付けが為されてしまい現在は折紙を開 通常の楮紙に記された一枚の覚書きであるが、今

京都女子大学所蔵蘆庵文庫追加資料の中に、「参集酒肴之事」と題された折紙一紙の書付けが残されている

**図** 

たが故に、包紙に包むという特別扱いをされたと思われる。その全体を翻刻すれば、 左の通りである。 (改行箇所

は/で示した)

参集酒肴之事

一、御会奉行衆/御会始 御当座始 御法楽

一、御献奉行衆/無取替御茶口切申沙汰/御茶壺下山出行

一、御色紙奉行衆/御色紙触出

一、小番奉行衆/小番惣勘定始終二度/某外拳集

一、修理職奉行衆/御煤御取置/其外豢集

一、御殿奉行衆/御煤御取置

一、御能奉行衆/始り当日

、北面奉行衆/御煤 御取置

諸奉行衆/御文庫入替

上北面蔵人非蔵人/立楽催/御鎮守御掃除卅日斗/小番結改/御煤御取置

、下北面/御取置

(『参集酒肴之事』目録通番一五三九、整理番号A10)



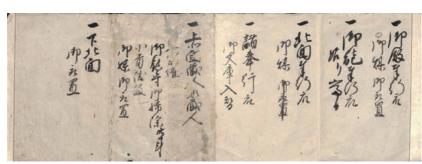


図1 参集酒肴之事

する堂上人たち全員が集まる時を指すのか、奉役目である。「参集」というのが、行事に参加られる奉行のもとで、実務を行うのが非蔵人の

片付けなど、それぞれの行事ごとに運営を任ぜに於けるさまざまな行事・業務の準備・進行・

した際に準備する酒と肴のことであろう。宮中の「参集酒肴」とは、宮中・院中に人々が参集

行役の堂上人たちが集まる場合を言うのか不明であるが、その折の料理を提供するのが非蔵人の仕事であると思われる。例えば、最初の「御会奉行衆」のもとで行われる行事の場合、和歌(場会始と当座和歌御会と御法楽和歌御会のおそらくは終了後の宴に「酒肴」を用意する必要があることの覚えであろう。二番目の「御献奉行

代々宮中もしくは院中の非蔵人として出仕して藤島家は新日吉社の神官であるとともに、

おり、藤島宗順も例外ではない。当資料も非蔵

人の業務に関する覚書きと考えられる。

端作り

提供するとの記事である。

その諸奉行の中に「御色紙奉行衆」なる名が見える。 酒肴」を供するとあるようだが、「御色紙触出」とは何をすることなのか。 色紙奉行とはどのような役目なのか。「御色紙触出」 0)

の和歌詠草書留 本誌前号に於いて翻刻・紹介を行った、 幸いなことに、その色紙奉行の業務に関わる具体的な資料が、蘆庵文庫の中に、紙背文書として残されていた。 (『藤島宗韶詠草』 一五九九 藤島宗順の父、藤島宗韶 大四三―一)の紙背文書がそれである。その書誌を再掲すれば以下 (忠韶)の宝暦六・七年 (一七五六・一七五七)

数量]共紙表紙横本仮綴一冊 [寸法] 一五・二×二一・三糎 [丁数] 全三六丁・貼紙一丁 [料紙] 題]打付書[宝暦六丙子年/同七丁丑年/愚葉/忠韶/宗韶」[内題]なし[成立]宝暦六~七年写 [整理書名] 『〔藤島宗韶詠草〕』[著者]藤島宗韶詠(自筆)[整理番号]大四三―一 [目録通番]一五九九[外 楮紙 (反古)

の通り。

記したものも含む)九枚、 一枚という内訳であった。 本文共紙表紙一枚を含め、料紙計三十八枚の紙背を調査したところ、白紙五枚、 書状七枚のうち五枚、および触状十五枚が色紙奉行関連の書類である。以下にその資料 書状(書き止し一枚を含む)七枚、触状の上半分もしくは下半分十五枚、 和歌詠草の下書き 俳諧歌仙書留 (歌題のみを

を翻字し、考察を加える。

時

☆甘露寺規長、

 $\widehat{\mathbb{D}}$ 

六百番哥合

/御書改候ハ、只今/可被献候。

 $\widehat{\mathbb{C}}$ 

六百番哥合御書写物

、書損相改令献上候。宜/頼入存候也。/二月十九日

先ず、 関連書状五通に、私に(A) から(E)の記号を振り、 翻字し、 後の☆に差出人・宛名についての注記を

 $\widehat{\mathbf{A}}$ 

加えた。

口状

先日被 仰下候 **、御料紙書付候間** 致献上候。 宜預 /御沙汰候也。/二月十七日 隆叙 御色紙奉行 御衆中

(二丁紙背、 図版2

☆四条隆叙、 享保十五年(一七三〇)生まれ、 宝暦六年は従三位右中将、二十七歳

書付 献上仕候。 宜/預御披露候也。/二月十七日 敬季/御色紙奉行中

 $\widehat{\mathbf{B}}$ 被

仰付御色紙

(一二丁紙背、 図版3)

☆高丘敬季、享保六年(一七二一)生まれ、宝暦六年は従三位左中将、三十六歳

規長/植松前宰相殿/久世少将殿

四丁紙背、 図版4)

正徳三年(一七一三)生まれ、 宝暦六年は従二位、 辞権大納言、 四十 -四歳

各御献上/相待居候也。/二月十九日 栄通 (一七丁紙背、 /賞雅 /風早三位殿 図版5)

75

☆風早公雄が三位は、宝暦五年一月二十日から明和七年(一七七○)まで。

久世栄通が少将は、延享二年三月から宝暦六年五月十日まで。

植松賞雅が前宰相は、宝暦四年五月十六日以降。

 $\widehat{\mathbb{E}}$ 

六百番哥合/御哥書御校合/候処之被印付之分/御尋之趣恐入候。/麁忽之至存候。/改候而可致献上候/間、

宜御沙汰頼存候。/尤明日迄に可献候也。/二月十九日 公雄/ 植松前宰相殿/久世少将殿

☆風早公雄、享保六年(一七二一)生まれ、宝暦六年は従三位左中将、三十六歳。

(三七丁紙背、図版6)

## 藤島宗韶詠草紙背文書 繙読



図2 書状 (A)



図3 書状 (B)



図4 書状(C)



図5 書状(D)

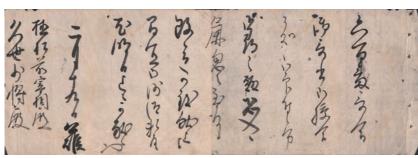


図6 書状(E)

は確定しておらず、宝暦六年二月もあり得詠草留がいつ現状のようにまとめられたか

月の可能性が高いと考えられるが、表面の

る。

次に、色紙奉行が出した触状について紹 情本袋綴の料紙として十五枚が使用されて 横本袋綴の料紙として十五枚が使用されて いる。そのうち、触状の下半分に当たる文 が左掲の(a)(b)(h)の下半分である が左掲の(a)(b)(h)の下半分である の詠草留の紙背であることから宝暦五年二 大世少将栄通・植松前宰相賞雅の官職名か ら、これらの書状が同時期のものとすれば、 宝暦五年二月か同六年二月にやりとりされ た書状ということになる。宝暦六年・七年

半分との組み合わせを特定し難いが、下半分の記事の内容は何れも同じであるので、これ以上組合せを特定する必 要はない。 以下に触状の上半分にあたる資料に(a)から(h)の符合を振り、(a)と(h)については下半分

と合せて本来の形に組み合わせ翻字した。

徳大寺大納言殿宛 春上 (一○丁紙背·一五丁紙背、 図版7)

以下、 宛先と「六百番歌合」 の巻名が異なる触状が六通、 計七通分確認できる

c 冷泉民部卿殿宛 秋上

b

甘露寺前大納言殿宛

 $\widehat{\underline{d}}$ 

山本宰相殿宛

春下

(二六丁紙背・二〇丁紙背、本文冒頭「来十八日~」)

(二九丁紙背

一五丁紙背

冬

恋一 (三三丁紙背)

恋三 恋二 (二五丁紙背 (七丁紙背)

g

山井大蔵卿殿 石井三位殿宛 四辻宰相中将殿宛

f e

また、 書写する書目が 「百人一首」、配られる料紙等が「御料紙 弐括/堺 一枚」となるものが

通ある。

h 八條前中納言殿宛 百人一首 (三一丁紙背・三二丁紙背、 図版8)

異なる 以上のうち、(b)のみ本文冒頭の「来月十八日~」の「月」が記されず「来十八日~」となっており、 (図版9)。他は (a)と同文で筆蹟も同筆と見なされる。 何れも宗韶筆ではないように思われる。

宛先の公卿について、 宝暦五年頃として比定し、各役職の在任期間を確認すれば、 以下の通りである

b a 徳大寺公城 甘露寺規長 宝曆四年四月二十九日辞権大納言。 宝曆四年一月二十六日権大納言、宝曆八年七月二十四日止権大納言



図7 触状 (a)

来月十八日迄可被献候也。





図8 触状(h)





図 9 触状(b)

 $\widehat{\mathbf{f}}$ 

石井行忠

寬延元年十二月二十六日

権大納言。

従三位、明和三年十二月十九日従二位。

g

山井氏栄

寛延四年一月二十六日大

h

八條隆英 権中納言。

延享五年五月二十四日

蔵卿、明和四年三月二十七日辞大蔵卿。

宝曆四年十月二十六日以降、宝曆七年十一月十 ての触状を一連のものと考えれば、官職名から のものかも知れないが、『六百番歌合』につい (h) の『百人一首』の書写の資料は別の折

- $\widehat{\mathbf{d}}$ (c) 下冷泉宗家 山本実観 日民部卿、 宝暦七年十一月十二日権 延享四年十二月二十六
- e 四辻公亨 参議、宝暦八年九月二十九日辞参議 宝暦四年十月二十六日参
- 議 (中将如元)、宝曆九年十一月六日

では、

二日以前のものとなる。 前掲の書状と考え合わせて、 やはり宝暦五年もしくは六年の正月に出された触状であると

それを効率的に利用する仕組みが、 体制が、 臣下や民に対して示される「慈悲深い叡慮」が、物(書)の形を取ったものであるとすれば、その「叡慮」の生 蔵するためではなく、 を執って書かれた書あるいは筆蹟というものは、「叡慮」を直接に感じさせるものとして珍重され文化的価値を持つ。 ことが予想される。 人一首』といった冊子体の書物の書写よりも、歌仙色紙などの色紙の寄り合い書きを差配することが本来であった の公卿達による書写を差配している。但、「色紙奉行」と名付けられているからには、『六百番歌合』 宮中の業務として組織的に制度化されていたことになろう。 色紙奉行とはどのような役職と考えられることになるのか。上記の資料からは、『六百番歌合』や つまり、『六百番歌合』のような大部な書物も作成してはいるが、それは、書写して宮中で所 天皇や院からの下賜品として人に与えられるためのものであったろう。 色紙奉行の差配による書写行為であると言えよう。 宸筆はもちろん、それでなくとも手ずから筆 下賜品とは、 いわ 一百人 産 ば

おそらく計二十人の公家が選ばれ正月某日に 任命される。 宝 暦五年あるいは六年の正月に『六百番歌合』の書写の必要が生じた。そこで色紙奉行が(おそらく議奏により) その営為は実際どのような手順で行われていたのか、 今回は久世栄通と植松賞雅の二名に、 a ( 書写の差配が命じられた。『六百番歌合』 g ほか計二十通の触状が出された。 上記の資料から具体的な流れを追ってみる。 は全二十巻なので、 その内容は 来月の

二月十八日までに所定の各冊を書写して献上するようにというものである。

書写する元本一冊と、

触状とともに、

写すための料紙を三括りと、「堺」一枚が添えられた。「堺」とは罫紙のことで、 なおさら必要である。 するための下敷きである。寄り合い書きの場合、各冊の体裁を揃える必要がある。ましてや『六百番歌合』 歌合であることで、歌題や右方左方、作者や判詞の書き始めの位置など指定する項目が多い 色紙奉行の命を受け、これらの一式を調え、実際に書写者のところに届けるのが、 罫の幅や高さなどの書式を一定に 非蔵人の

一、尤於御色紙奉行書付候こと、何も無之。いづれも非蔵人筆也。

天保の記事が見られるものであるが、

そこには

仕事である。内閣文庫所蔵の『御色紙奉行備忘』(写本一冊、和

一七四五)は、

色紙奉行側の書留で、

とあるので、あるいは触状も非蔵人の筆かもしれない。

びに(B)である。 書写を依頼されたうち、 日付はともに締め切りの十八日の前日の十七日である。 四条隆叙と高丘敬季が書写を終えて色紙奉行に届ける際に添えられた書状が (締め切りの前日に届けるということ Â

が恒例であるのか否かについては、もとよりこの二通だけでは判断ができないが、留意しておきたい。) (C) は甘露寺規長が書写の書き損じを改め直して色紙奉行宛に献上している際の書状である。(D) は色紙奉行

雄は 直して再度献上するという過程が出来上がっているとわかる。事実、触状の(a)(c)(e)には、 から書写依頼者の風早公雄宛に、書き改めたものの提出の催促をしている。それに対して(E)に於いて、 「麁忽之至」と恐縮しつつ、もう一日の猶予を乞うている。以上から、書写された書に校閲が加えられ、 宛名と巻名の

間に、 の書状の日付は何れも二月十九日で、締め切りの僅か一日後である。おそらくは怱卒の間に校閲が行われたと思わ るが、 それぞれ「校合了」「一校訖」「一校畢」と触状の筆蹟とは別筆で書き入れがなされている。(C)(D)(E) 非蔵人が校閲に関わることがあり得たかどうかは不明である。ただ、これらの資料が非蔵人の家に伝わ

れる。 ていることを思えば、 少なくとも事務的処理のある程度の部分は非蔵人に委ねられていた可能性もあるように思わ

行の営為の一端を、 以上、天皇や公家の筆蹟が尊重され、 非蔵人の側の資料を以て紹介した。 朝廷の文化的権威を広め高める仕組みとして機能していたであろう色紙

注 b 親の詠草留を手にしていたことが窺える。 十二年後の書き入れになる。 の触状の上半分(二六丁紙背)には、 書/宗順」などと手習い書きが書き込まれている。 紙背ではなく表面の二九丁表にも明和五年の歌の書き入れがあり、 自らの和歌の稽古のためであろうか 宛先と書名の間に、 触状が記されたのが仮に宝暦六年(一七五六)であるとすれば、 藤島宗順と思われる筆蹟で、「明和五子九月廿九日/合、 当年十三歳の藤島宗順が父

## 二 俳諧歌仙

藤島宗韶の同じ詠草留

(『藤島宗韶詠草』 一五九九

大四三—一)

の紙背文書のうち、二一丁、二二丁の紙背文

書にあたる俳諧歌仙一巻を翻刻し紹介する 両丁はもと一枚の折紙であったものを、 中央で水平に二分したものと見られる。二二丁が初折、 (図版10・ 11 二一丁が名残

及び書写者も宗韶周辺の人物である可能性が高い。 書写者も不明である。 ただし、 他の紙背文書も宗韶の業務や文芸活動に関わる内容であることから、 とすれば、 非蔵人の人々による余技として、彼らの文芸生活の 本歌仙 の作

折にあたる。本文は第二七句のみ欠落している。作者は「飲湖」「柱蚊」「李兄」「柳枝」とあるがいずれも不明で、

端を示す資料となろう。

を迎える前に咲く寒梅の姿に、恋心を「忍びかねたる」様子を託している。様々な恋の趣向が詠み込まれた歌仙と の逢瀬が霰の音によって破られ、命が絶えるような辛さを感じたという句。 内容は、端作に「恋尽」とある通り、恋の句で一貫している。例えば発句「破らるゝ夢の命の霰哉」は、夢の中 脇句「忍びかねたる年内の梅」は、

〈翻刻〉

なっている。

歌仙恋尽

破らる、夢の命の霰哉

飲湖

忍びかねたる年内の梅 柱蚊

俤は車の外に立そひて あくびよごるに琴の爪音 柳枝 李兄

底までも心通した淵の月

振袖もあり荻のとも摺

兄 蚊

ゥ

惚て居る身はうつむいて紅葉狩 兄

愛染そしる女房淋しき

柳

柳

やみ上り貴布祢詣と成にけり

実と虚真中を行飛鳥川 二ヲ 緋おどしの袖にくまる、今朝の 丸鏡曇れば常に美人也 蜉蝣のもゆる姿やおもひ草 花やかな春を恥たる長門宮 紅葉々の散敷あたりゑしやく有 ひいきめの相図せつなき胸の鞭 蛍火の思はぬ方に風情有り 噺咡く雨の降出し 情のこもるさ、がにの家 灯白成て疑ふ ひな祭にもやつこ交る 気を知て是非預り度蘭 蘇鉄のやまはおはぐろの沙汰 間違直に縁と成鳧 かわかぬ袖にすむはいざよい 別る、時に郭公鳴 雪 蚊 蚊 蚊 湖 柳 兄 湖 兄 兄 蚊 柳 兄 蚊 湖 湖 湖 柳

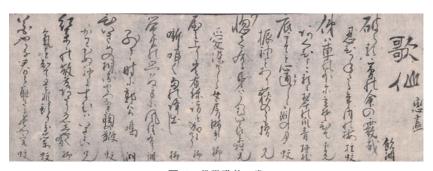


図10 俳諧歌仙一巻

(空白)

馬上の琵琶の涙恥かし

せめて立名を戻せ火虱いなしたる跡にて月に手を合せ

せめて立名を戻せ秋風

<u>=</u> ウ

茸狩に仰娼心あり

湖

湖

湖

蚊

抈

湖

湖

札

兄

柳

揚屋入行儀乱る、柳かげ

長刀さばき余程なる口

兄

蚊

そらだきの袂にもれむ花の宴

歯がたが付て天下太平

結ぼれ解て長き糸遊

〈キーワード〉

色紙奉行・俳諧・紙背・藤島宗韶・藤島宗順・非蔵人・新日吉

図11 俳諧歌仙一巻